

## 22 執行部の反問権

### 【22-1】執行部の反問権の規定状況

(平成25年12月31日現在)

	執行部の反問権を 条例や規則などで 規定している
5万人未満 (257市)	107市 41.6%
5～10万人未満 (270市)	122市 45.2%
10～20万人未満 (156市)	60市 38.5%
20～30万人未満 (46市)	17市 37.0%
30～40万人未満 (26市)	10市 38.5%
40～50万人未満 (23市)	9市 39.1%
50万人以上 (14市)	3市 21.4%
指定都市 (20市)	6市 30.0%
全市 (812市)	334市 41.1%

### 【22-2】執行部の反問権の根拠規定

(平成25年12月31日現在)

	議会基本 条例	会議規則	要綱や 申し合わせ	その他
5万人未満 (257市)	87市 81.3%	5市 4.7%	10市 9.3%	5市 4.7%
5～10万人未満 (270市)	86市 70.5%	9市 7.4%	22市 18.0%	5市 4.1%
10～20万人未満 (156市)	50市 83.3%	2市 3.3%	6市 10.0%	2市 3.3%
20～30万人未満 (46市)	15市 88.2%	0市 0.0%	1市 5.9%	1市 5.9%
30～40万人未満 (26市)	6市 60.0%	0市 0.0%	3市 30.0%	1市 10.0%
40～50万人未満 (23市)	6市 66.7%	1市 11.1%	1市 11.1%	1市 11.1%
50万人以上 (14市)	2市 66.7%	0市 0.0%	1市 33.3%	0市 0.0%
指定都市 (20市)	4市 66.7%	0市 0.0%	0市 0.0%	2市 33.3%
全市 (812市)	256市 76.6%	17市 5.1%	44市 13.2%	17市 5.1%

各割合は、執行部の反問権を規定している市(334市)の人口段階別の市数を基準としている。